

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	二〇二
告 示	
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二〇三
○土地改良区の定款の変更を認可した件	二〇三
○道路の区域を変更する件	二〇三
○道路の供用を開始する件	二〇三
公 告	
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二〇三
○一般競争入札を行う件	二〇三
○福島県警察本部	二〇三
○一般競争入札を行う件	二〇七
○令和四年三月二十九日付け号外第二十一号中	二〇七

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第三十四号

#### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（森林計画課）

## 告 示

### 福島県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年四月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年四月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ福島飯坂店 福島県福島市飯坂町平野字上前田六番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社ホットハウス  
代表者の氏名 代表取締役 日下 敦  
住所 宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番三二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ツルハ  
代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩  
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一番二二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年十二月十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千二百六十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 五十八台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 二十台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり

- (二) 面積 五十四平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前九時
    - (二) 閉店時刻 午前〇時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前八時三十分から午前〇時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 数 二か所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午前八時三十分まで
- 七 届出年月日
  - 令和四年四月十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百二十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から令和四年四月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

令和四年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百二十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
-----	----	--------	-------------	----------

県道富岡停車場線	変更前	変更後	道路計画課
双葉郡富岡町駅前一七番地先から同郡同町大字小浜字中央五七九番地先まで	B 七・五〇・九	A 一四・〇〇・四一・〇	二二二・六 三四九・六
同郡同町大字小浜字中央五七九番地先まで	B 七・五〇・九	B 七・五〇・三〇・九	一三二・六

(道路計画課)

**福島県告示第三百二十五号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道富岡停車場線	双葉郡富岡町駅前一二二番地先から同郡同町曲田五九番地先まで	令和四年四月二六日

(道路計画課)

**公告**

**公告第一百十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧

に供する。

令和四年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

### 公告第111号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年4月26日

福島県知事 内堀雅雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
  - ア ロータリ除雪車2（2.6m級） 1台
  - イ 小型除雪車（1.3m級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限
  - ア 令和5年3月31日（金）
  - イ 令和5年3月31日（金）

#### (4) 納入場所

- ア 福島県大峠・日中総合管理事務所（福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字弥平沢山丙1453番地の31）
- イ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日

までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年5月24日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年5月24日（火）午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和4年4月26日（火）から同年5月24日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日及び同年5月3日から同月5日までの期間を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙43枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年5月10日（火）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年5月10日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のAに掲げる物品等 令和4年6月10日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和4年6月10日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課  
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年6月9日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦

情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Rotary Snow Plow2 (2.6m class) 1 unit

② Small Snow Plow (1.3m class) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand):

① 1:30 p.m., 10 June 2022

② 2:00 p.m., 10 June 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 June 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第53号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年4月26日

福島県警察本部長 児嶋洋平

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 放置駐車違反管理システム機器等 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和5年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年5月23日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和4年4月26日（火）から同年6月6日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日及び同年5月3日から同月5日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和4年6月7日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年6月6日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には



いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札者は、見積もった契約希望金額の総額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Illegal Parking Management System Equipment 1 set(including delivery, and installation, and installing, setting, adjustment, transition, formulation, and tests of the system, and maintenance, and removal, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 June 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 June 2022
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

五	○令和四年三月二十九日付け号外第二十一号中	ページ	正 誤
上		段	
一六		行	
訓令			
規則			

